

期日前投票・不在者投票のご案内

期日前投票

◆投票日当日に次の理由などで投票所へ行けない場合は、期日前投票を利用できます。

理由例

- ① 仕事や旅行の予定がある
- ② 入院や出産などの予定があるため、外出ができない
- ③ 天災・悪天候で投票所に行けない
- ④ 投票日当日の混雑により、
新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される



事前に入場整理券の裏面に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。

※投票所に入場整理券の持参を忘れた方

期日前投票所に用意している「投票用紙請求書」に記入していただきます。

期日前投票所	期日前投票期間
大田区役所本庁舎2階 (蒲田5-13-14)	4月17日(月)～22日(土) 午前8時30分～午後8時
特別出張所	

※期日前投票は、入場整理券に記載された投票区にかかわらず、区役所本庁舎、区内全ての特別出張所で投票できます
※千束特別出張所の投票所は2階ですが、建物にエレベーターはありません

ほかの市区町村での不在者投票

仕事や帰省などで投票日当日か期日前投票期間に投票所に行けない方は、滞在地(出張先・帰省先など)で投票をすることができます。以下の要領で投票用紙を請求してください。詳細は区HPをご覧ください。

詳細は
コチラ



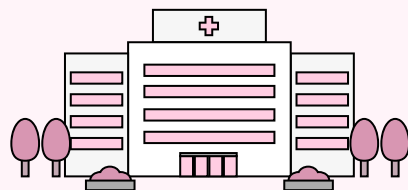
- ① 入場整理券か不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入し、問合先へ持参か郵送(マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで申請ができます)
 - ② 選挙管理委員会が4月14日以降に投票用紙を郵送
 - ③ 4月17日(月)～22日(土)に滞在地の選挙管理委員会で投票
- ※投票場所や時間などは、滞在地の選挙管理委員会事務局へお問い合わせください

特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養などを行っている方で、外出自粛要請か隔離・停留の措置に係る期間が、4月17日(月)～23日(日)にかかると思われる方は、自宅などで投票ができます。詳細はお問い合わせください。

指定施設(病院、老人ホームなど)での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その施設で不在者投票ができます。各施設の担当者へお尋ねください。



郵便等による不在者投票

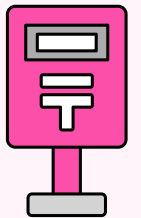
「郵便等投票証明書」をお持ちの方が、自宅などで投票できる制度です。

◆「郵便等投票証明書」をお持ちの方

- ① 選挙管理委員会から「投票用紙請求書」を郵送します。
- ② 必要事項を記入後、4月19日(水)必着で問合先へ返送してください。

◆新たに「郵便等投票証明書」を希望する方

身体障害者手帳などをお持ちの方で、下記いずれかの条件に該当し、自書できる方が申請することができます。該当の方は、至急、問合先へご連絡ください。



◆身体障害者手帳をお持ちの方

- 両下肢、体幹、移動機能の障害(いずれか1つが1級または2級)
- 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害(いずれか1つが1級または3級)
- 免疫または肝臓の障害(1級から3級)

◆介護保険被保険者証をお持ちの方

要介護状態区分が要介護5

◆代理記載制度

上記の郵便等投票の条件に該当し、身体障害者手帳に「上肢機能障害か視覚障害が1級」の記載がある場合は、自書できない方に限り、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人が、投票の記載を行うことができます。

※ご不明な点は、お問い合わせください

誰もが投票しやすい投票所

体が不自由などの理由で文字が書けない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に候補者氏名を記載します。投票の秘密は固く守ります。

また、投票所には点字で書かれた候補者氏名等の一覧表と点字器を備えていますので、点字による投票もできます。ご自分の点字器を使うこともできます。

全ての投票所に車椅子、点字器、老眼鏡、ルーペ、文鎮、投票用紙すべり止めシートなども用意しており、投票所に段差がある場所に、スロープを設置しています。



開票は翌日です

日時 4月24日(月)午前8時から
場所 大森スポーツセンター
(大森本町2-2-5)